

新型コロナウイルス感染症に関連する 事業者のみなさまへの支援策

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動に支障をきたしている中小企業者・小規模事業者(個人事業主を含む)が利用可能な福岡市の特別相談窓口や融資のほか、国、県などの支援策をまとめています。

【相談】福岡市 特別相談窓口

<特別相談窓口> 福岡市中小企業サポートセンター

(福岡市博多区博多駅前2丁目9番28号 福岡商工会議所ビル2階)

【融資相談】平日9時~17時(予約不要:受付は16時30分まで)

問い合わせ電話番号:092-441-2171 (福岡市経済観光文化局経営支援課)

【経営相談】 平日9時30分~17時(要予約:中小企業診断士の場合)

相談予約 電話番号: **092-441-2161** (受付は福岡商工会議所)

※福岡市中小企業サポートセンターホームページ https://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/keieishien/index.html



【融資】福岡市商工金融資金制度(福岡市内の事業者向け)

※融資に関することは 福岡市中小企業サポート センターホームページの トップに掲載しています。

○経営安定化特別資金(特例枠)

対象者:セーフティネット保証の認定を受けた方(1号~8号、危機関連保証)

・<u>セーフティネット保証 4 号(令和 2 年新型コロナウイルス感染症)の場合</u> 新型コロナウイルス感染症の影響により、最近 I ヵ月の売上高が前年同月と比較して20%以上減少 しており、かつ、その後2か月の売上高が前年同期と比較して20%以上減少が見込まれる方

融資限度額	融資期間	融資利率	保証料率
1億円	10年以内(うち据置2年以内)	1.3%	0.00%

・危機関連保証制度の場合

最近1か月間の売上高が前年同月比で15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高が前年同期比で15%以上減少することが見込まれる方

融資限度額	融資期間	融資利率	保証料率	
1億円	10年以内(うち据置2年以内)	1.3%	0.00%	NEW
	Λ			•

NEW 3/13~

· セーフティネット保証 5 号 の場合 💢 NEW 3/13~ 対象業種拡充

国が指定する不況業種に該当し、かつ、最近3か月の売上高が前年同期と比較して5%以上減少している方なお、時限的に、2月は売上高の実績、3~4月は見込みで認定できるような運用緩和も行っています。

※対象業種拡大について https://www.meti.go.ip/press/2019/03/20200303002/20200303002.html

融資限度額	融資期間	融資利率	保証料率
1億円	10年以内(うち据置2年以内)	1.3%	0.4%



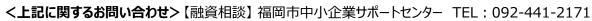
○経営安定化特別資金(一般枠)

対象者:最近3ヵ月の売上高または売上総利益率等が 過去5年間のいずれか同期と比較して3%以上減少している方

融資限度額	融資期間	融資利率	保証料率
1億円	10年以内 (うち据置2年以内)	1.3%	0.23%~1.3%

○その他の商工金融資金

※ 商工金融資金一覧 https://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/keieishien/business/syohizei_2_2_3.html





国,福岡県などの支援策 >

【融資】福岡県中小企業融資制度(福岡県内の事業者向け)

福岡県内の事業者の方は,下記をご参照いただき,詳細は福岡県または各自治体へご確認ください。

○緊急経済対策資金

※詳細は、福岡県のホームページをご確認ください。

http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/r1yuushiseidoannnai.html

対象者:セーフティネット保証の認定を受けた方(1号~8号、危機関連保証)



<上記に関するお問い合わせ>

福岡県商工部中小企業振興課 TEL:092-643-3424

※このほか、北九州市、久留米市についても 中小企業者への融資がありますので、詳細 は各自治体へご確認ください。

【融資】日本政策金融公庫

日本政策金融公庫においても、中小企業・小規模事業者(個人事業主を含む)や農林事業者等のみなさまからの融 資や返済に関する相談に政策金融機関として対応を行っています。融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げ等を実 施しています。

- ○新型コロナウイルス感染症特別貸付(国民生活事業・中小企業事業) 💢 NEW 3/17~
- ○新型コロナウイルス感染症にかかる衛生環境激変特別貸付 (国民生活事業)
- ※その他詳細は、(株)日本政策金融公庫のホームページをご確認ください。

https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynet/covid_19.html

<上記に関するお問い合わせ>

日本政策金融公庫 相談窓口:<平日>受付時間(9時 \sim 17時) ※**全支店**

※ 相談窓口は所在地によって支店の管轄が異なりますので、ホームページをご確認ください。



【 助成金 】雇用調整助成金 (福岡労働局)

○雇用調整助成金の特例措置

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休 業,教育訓練又は出向を行い,労働者の雇用の維持を図った場合に,休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

対象者:新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主

※詳細は、厚生労働省のホームページをご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

<上記に関するお問い合わせ> 福岡労働局 福岡助成金センター TEL:092-411-4701



【助成金】時間外労働等改善助成金 (福岡労働局)



💢 NEW 3/9 ~

新型コロナウイルス感染症対策として、新たにテレワークを導入し、又は特別休暇の規定を整備した中小企業事業 主を支援するため、時間外労働等改善助成金の特例的なコースを新たに設けて対応しています。

○テレワークコース

対象者:新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークを新規で導入する中小企業事業主

<上記に関するお問い合わせ> テレワークス相談センター TEL:0120-91-6479



○職場意識改善の特例コース

対象者:新型コロナウイルス感染症対策として休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主

<上記に関するお問い合わせ> 福岡県労働局雇用環境・均等部 TEL:092-411-4717

※詳細は,厚生労働省のホームページをご確認ください。https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09904.html

【 その他 国の支援策 】経済産業省

経済産業省が,新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様にご活用いただける支援策を パンフレットにまとめています。

※詳細は,経済産業省のホームページをご確認ください。https://www.meti.go.jp/covid-19/#00



作成:福岡市経済観光文化局 総務・中小企業部 政策調整課 電話:092-711-4326